

花 筐 自 治 振 興 会 会 則

(目的)

第1条 本会は、粟田部地区（以下「地区」という）住民が自ら地区の将来像を立案し、その実現に向けて事業を行い、各町内及び各種団体と連携し、地域の自治組織として自立を目指す。また男女が共に活躍できる住みよいまちづくりと住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、花筐自治振興会（以下「振興会」という。）と称する。

(区域)

第3条 振興会の区域は、越前市花筐小学校区内とする。

(事務所)

第4条 振興会の事務所は、越前市粟田部町17号20番地（越前市花筐公民館内）に置く。

(事業)

第5条 振興会は、地区の未来づくりの地域自治振興計画策定及び事業見直しを行うと共に、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興と健康及び福祉の増進
- (2) 住民相互の交流及び情報交換
- (3) 生活環境の保全と緑化及び美化
- (4) 青少年育成、子育て支援
- (5) 地域の防災、防火及び防犯
- (6) 町内会活動との連携支援
- (7) 文化、教養の向上
- (8) 社会教育講座事業
- (9) その他、目的達成のため必要な事業

(会員)

第6条 振興会の会員は、第3条に規定する区域に住所を有するすべての個人、地区内の事業所に勤務する者及び本会の目的に賛同する地区内の事業所とする。

2 振興会は、年齢、男女の別、社会的地位を問わず、会員誰もが自由に参加できるものとする。

3 振興会は、若者の積極的な参加を促し、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

(組織)

第7条 組織は、花筐自治振興会組織表（別表1）のとおりとする。

(役員)

第8条 振興会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	70名以内
顧問	若干名
参与	若干名
監事	2名
事務局長	1名
会計責任者	1名

(役員等の選出)

第9条 役員等の選出は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び監事は、地区住民の中から理事会において選出し、総会において承認を得る。
- (2) 会長は、副会長の会長代理順位を定め、理事会の承認を得る。
- (3) 理事は、区長、専門部会の部長、副部長及び各種団体の代表者とする。
- (4) 事務局長、会計責任者は、地区住民の中から会長が委嘱する。
- (5) 顧問及び参与は、地区公民館長、地区選出の市議員を含め、地区住民の中から会長が指名する。
- (6) 会長は、必要に応じ、地区住民の中から事務局次長、事務局員及び会計担当員を指名することができる。

(役員等の任務)

第10条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に参画し、それぞれの業務を統括する。
- (4) 顧問及び参与は、事業、計画等に加わって相談を受ける。
ただし、参与のうち地区公民館長は、社会教育講座事業の指導監督も行う。
- (5) 監事は、自治振興会の会計、資産の状況及び役員業務執行の状況を監査し、総会に報告する。
- (6) 事務局長は、振興会の事務を統括する。
- (7) 事務局次長及び事務局員は事務局長を補佐し、振興会の事務を行う。
- (8) 会計責任者は、振興会の運営及び活動に伴う経理事務を行う。
- (9) 会計担当員は、会計担当者を補佐し、経理事務を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。役員の中で欠員が生じたときには、補欠役員の補充を行うことができる。ただし、任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第12条 振興会の会議は、総会、理事会、企画委員会、専門部会及び特別委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員、会長、副会長、理事、顧問、参与、事務局長及び会計責任者をもって構成する振興会の最高の議決機関であって、この会則に定める事項のほか、この会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。ただし、代議員の数及び選出基準は、役員等の選出に関する基準表(別表2)のとおりとする。

2 定期総会は、会長の招集により毎年1回開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたときのほか、代議員又は理事の3分の1以上の要求があったとき会長の招集により開催する。

4 総会は、委任状を含めた代議員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席した代議員の過半数で議決する。可否同数の場合は議長が決するところによる。

5 総会は、次の事項を審議する。

(1) 地域自治振興計画の策定や見直しの討議及び承認

(2) 会則の制定や改正

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 事業計画及び収支予算の承認

(5) その他本会に関する重要な事項

6 総会には、次の役員を置く。

議長1名 書記2名 議事録署名人2名

7 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、出席代議員の承認により選出する。

8 書記及び議事録署名人は、出席代議員から議長が指名及び選出する。

9 議長は、総会の議事進行を行う。

10 書記は、総会の議事について、会議の運営状況、発言内容、議事の進行等を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名押印を得なければならない。

11 議事録は、事務局が保管する。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事、顧問、参与、事務局長及び会計責任者をもって構成する。

2 監事は、必要に応じ理事会に出席して意見を述べるができる。

3 理事会は、会長が招集し次の事項を審議し、各専門部とともに事業を実行する。

(1) 振興会運営の基本事項

(2) 地域自治振興計画の策定及び見直し

(3) 総会に付議する事項

(4) 緊急を要する重要事項

4 理事会の議長は、会長が行いその議事録の作成は事務局が行い、議長及び作成者が署名押印し事務局が保管する。

(企画委員会)

第15条 企画委員会は、会長、副会長、事務局長、会計責任者、区長、及び専門部部長をもって構成する。

2 企画委員会は、会長が必要と認めた時に招集し、次の事項を審議する。

(1) 事業全般の活動についての事項

(2) 理事会に付議すべき事項

(3) その他会長が必要と認めた事項

3 企画委員会の議長は、会長が行い、その議事録の作成は事務局が行い、議長及び作成者が署名押印し、事務局が保管する。

(専門部会)

第16条 専門部会は、公募、区長会、各種団体及び地区内の事業所からの部員をもって構成し、部員の互選により部長1名と副部長若干名を選出する。

2 部長は、部員の中から部会事務担当を指名する。

3 専門部会は、部長が招集し、事業の企画及び運営を行う。

4 専門部会は、次のとおりとする。

(1) 地域部

(2) ふるさと文化部

(3) スポレク部

(4) 健康福祉部

(5) くらしの環境部

(6) 青少年育成部

(7) 広報部

(専門部会の担当業務)

第17条 専門部会の担当業務は、次のとおりとする。

(1) 地域部

地域自治振興事業の区及び区長に関する事業並びに地域の防災、地域の防犯、地域の交通対策等に関する事業を行う。

(2) ふるさと文化部

歴史、伝統及び文化に関する事業を行う。

(3) スポレク部

スポーツ振興及び体力づくりに関する事業を行う。

(4) 健康福祉部

健康増進及び社会福祉推進に関する事業を行う。

(5) 暮らしの環境部

環境美化、ゴミ対策、緑化推進等及び地域の生活環境に関する事業を行う。

(6) 青少年育成部

青少年の健全育成、防犯と交通安全対策など青少年を対象とした事業を行う。

(7) 広報部

地域自治振興事業に関する啓発、広報に関する事業及び他の部会に属さない事業を行う

(会計)

第18条 特別委員会は、会長が必要と認めるとき企画委員会の承認を経て、委員を招集することが出来る。尚この会議は会長の諮問機関として設置するが、委員は組織内の役職とは切り離す。

第19条 振興会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 振興会の経費は、総会で議決された予算の範囲内において、用途の変更及び科目を越えて流用することができる。ただし、この場合理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(情報等の公開)

第21条 振興会の会議等は、すべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても地区住民に広く周知するものとする。

2 会員は、いつでも振興会の会計帳簿及び議事録又は会議記録を閲覧することができる。

(会費)

第22条 振興会の会費は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が総会に諮り別に定める。

附 則

この会則は、平成18年4月28日から施行する。

この会則は、平成19年4月27日一部改正する。

この会則の第11条 役員の任期について、平成20年度については1年とする。

この会則は、平成21年4月25日一部改正する。

この会則は、平成22年4月24日一部改正する。

この会則は、平成23年4月24日一部改正する。(部の改編)

この会則は、平成24年4月28日一部改正する。(社会教育講座事業の追加)